

# 新市建設計画

平成17年2月

行田市・南河原村合併協議会

令和2年10月

行田市



## 《 目 次 》

I	はじめに.....	1
1	合併の必要性和効果.....	1
2	新市建設計画の策定方針.....	3
II	新市の概況.....	4
1	位置と地勢.....	4
2	沿革.....	4
3	人口と世帯.....	5
4	産業.....	6
III	主要指標の見通し.....	8
1	人口と世帯.....	8
2	年齢3区分別人口.....	9
IV	新市建設の基本方針.....	10
1	新市の将来像.....	10
2	まちづくりの基本方針.....	12
3	土地利用の基本方針.....	14
V	施策の概要.....	16
1	水と緑豊かな快適で住みよいまちづくり.....	17
2	健康で幸せに暮らせるまちづくり.....	20
3	人が輝き文化を育てるまちづくり.....	23
4	にぎわいと活力ある豊かなまちづくり.....	26
5	市民と協働のまちづくり.....	29
VI	新市における県事業の推進.....	32
1	埼玉県役割.....	32
2	新市における埼玉県事業.....	32
VII	公共的施設の統合整備.....	34
VIII	財政計画.....	35

# I はじめに

わが国が近代化を進めていくためには、中央集権は効率的なシステムでした。しかし、高度経済成長を経て、住民ニーズの多様化・高度化、少子・高齢化への対応など、新しい課題が浮上しています。これらの課題は、効率性を重視した全国画一的な基準では対応が困難で、新しい個性豊かな地域づくりに向けて、地方分権が進められています。

このため、地方自治体には、簡素で効率的な行政運営体制を整備しながら、行政運営の高度化を図り、住民と協力、連携したまちづくりを自主的、自律的に進めることが求められています。このような流れのなかで、市町村合併が全国的に展開されています。

## 1 合併の必要性和効果

### (1) 合併の必要性

#### ①地方分権への対応

地方分権が実行段階を迎え、国や県から市町村への権限委譲が、今まさに進められています。市町村は、地域の住民にとって最も身近な地方自治体として、自己責任の原則により主体的にまちづくりの方策を立案し、住民が豊かさを実感できる地域づくりをより効率的に実行することがますます求められています。

#### ②財政基盤の強化

近年、全国的に地方自治体の財政悪化が懸念されています。国では地方交付税や補助金の見直しが行われ、市町村税も伸び悩んでいることから、私たちの地域でも厳しい財政運営が予想されています。このような状況のなか、様々な地域の問題を解決し、個性ある魅力的な地域づくりを積極的に進めていくためには、財政基盤の強化が必要となっています。

#### ③生活圏の広域化への対応

私たちの地域は、自然的・歴史的に、古くから深いつながりを持ってきました。さらに近年は、交通・通信手段の発展などにより、人々の日常生活圏が拡大したため、ますます深いつながりを持つようになっていきます。これにともない、人々の生活圏にあわせた広域的なまちづくりと一体的な行政サービスが求められています。

#### ④少子・高齢化への対応

人口の減少と少子・高齢化の進行は、全国的に深刻な問題となっています。私たちの地域も例外ではなく、医療・福祉サービスなどの需要増大が予想されます。このため地域が一つにまとまることにより、長期的・広域的視点から、財政基盤の強化や施設の機能充実を図ることが必要となっています。

## (2) 合併の効果

### ①行政・財政運営の充実

専任組織の設置や職員の適正配置などにより、地方分権時代に対応した自律的な政策展開が可能な行政組織を構築することができます。

また、財政基盤の充実と安定により、多様なまちづくりの施策が実施できる体制づくりが可能となります。

### ②行政・財政運営の効率化

管理部門などの統合や職員・各種委員の削減、事業の統合などにより、行財政運営の効率化を図ることができます。

また、公共的施設についても、既存施設の有効利用や施設の適正配置を進めることができ、重複投資が回避されるなど、効率的な整備が可能となります。

### ③サービスの利便性向上

行財政運営の充実により、専門職員の配置や財源の確保が進み、質の高い安定したサービスを提供することができます。

また、行政窓口の増加や施設の利用可能地域の見直しにより、通勤・通学など日常生活の実態に即した公共的施設の利用が可能となります。

### ④広域的なまちづくりの施策展開

土地利用や公共的施設の整備など、まちづくりをより広域的・効果的に進めることができます。

また、保健・医療・環境・観光など、広域的な取り組みを必要とする問題に対して、一体的な施策の展開により効率的に事業を進めることが可能となります。

## 2 新市建設計画の策定方針

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」に基づき、行田市・南河原村合併協議会において策定する新市建設計画については、次の方針により策定するものとします。

### （１）計画の趣旨

本計画は、行田市・南河原村の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、1市1村の一体性の速やかな確立および住民福祉の向上を図るとともに、新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

### （２）計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備および財政計画を中心として構成します。

### （３）計画の期間

本計画の期間は、合併年度およびこれに続く18カ年度（平成17年度から令和5年度）とします。

### （４）その他

- ①第3次南河原村総合振興計画を参考に、第4次行田市総合振興計画を踏まえた計画とします。
- ②公共的施設の統合整備については、住民の生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域のバランスや財政状況などを総合的に勘案しながら計画的に整備を進めるものとします。
- ③財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。
- ④新市の建設にあたっては、新市の均衡ある発展と各地域の課題を把握した上で、地域の特性、個性を最大限に活かせるような事業を、ハード・ソフトの両面にわたり、総合的かつ効果的に展開することを図るものとします。

## Ⅱ 新市の概況

### 1 位置と地勢

新市は、秩父連峰を望む関東平野のなかほど、埼玉県の北部に位置しています。東京からは約 60km の距離にありますが、JR 線、国道 17 号・東北自動車道・関越自動車道などにより、都心まで約 1 時間で結ばれています。

利根川にのぞむ平坦な地形であり、幾筋もの河川や水路が流れています。また、肥沃な土壌に恵まれているため、埼玉古墳群に代表されるように、古くから文化が栄えてきました。県名発祥の地であることは、私たちの誇りともなっています。



◆新市の位置

### 2 沿革

新市は、利根川と荒川に挟まれた肥沃な沖積地にあります。水と緑に恵まれたこの地では、古くから人々が暮らしを営み、時代を通じて様々な文化が栄えてきました。国の史跡に指定されている埼玉古墳群の稲荷山古墳などから、古代の人々の生活がうかがわれます。

中世は武士の領地となり、成田氏や河原氏などが支配しましたが、15 世紀後半に築かれたとされる忍城は堅城として知られ、合戦の舞台ともなりました。再現された忍城御三階櫓やそこかしこに残る神社仏閣などは、落ち着いた城下町の風情を今に伝えています。

この地は、長い間人々の暮らしと文化の中心となっただけでなく、豊かな土壌を活かした米と麦を中心とする農業、足袋やスリッパづくりなどの特色ある工業を育んできました。さらに近年では交通利便性を活かした都市的整備なども進み、歴史と伝統に支えられた産業文化都市としての性格を基調としながら、現代の都市住民の多様な価値観にも対応できる機能を備えた“質の高い生活”を実現するまちへと着実に歩み続けています。

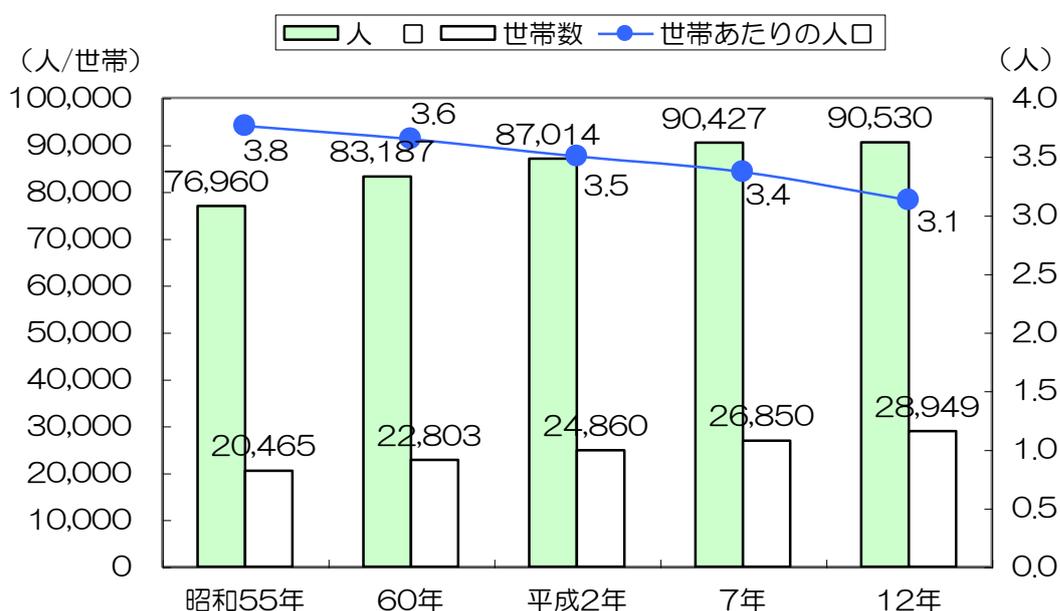
### 3 人口と世帯

#### (1) 人口と世帯の推移

平成 12 年国勢調査によれば、新市の人口は 90,530 人であり、これは埼玉県の 1.3%にあたります。また、世帯数は 28,949 世帯であり、世帯あたりの人口は 3.1 人となっています。

最近 20 年間の人口・世帯の推移をみると、人口の増加が 17.6 ポイントであるのに対し、世帯数は 41.5 ポイントと著しく増えています。この結果、世帯あたりの人口は昭和 55 年の 3.8 人に対し、平成 12 年は 3.1 人と減少しています。

#### ◆人口と世帯の推移

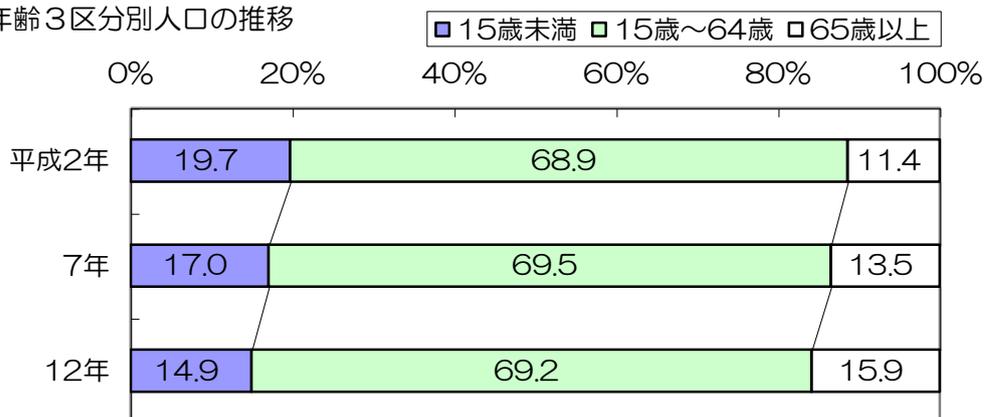


資料：国勢調査

#### (2) 年齢3区分別人口の推移

平成 12 年国勢調査による年齢 3 区分別人口は、年少人口（15 歳未満）が 14.9%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 69.2%、老年人口（65 歳以上）が 15.9%となっています。その推移を見ると、確実に少子・高齢化が進行していることがわかります。

#### ◆年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

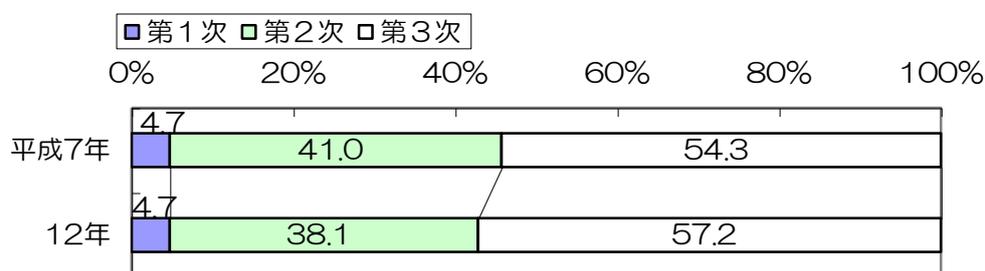
## 4 産業

### (1) 産業別就業人口

平成 12 年国勢調査による産業別就業人口は 45,954 人であり、平成 7 年とほぼ同じ水準を維持しています。

産業別就業人口割合をみると、第 2 次産業が 41.0%から 38.1%へと約 3 ポイント低下しているものの、第 3 次産業は 54.3%から 57.2%へと増加しており、第 3 次産業の比重がやや高まっています。

#### ◆産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

### (2) 農業

新市は、早くから開けた農業地域という性格を持っており、現在でも米・麦・野菜・花卉栽培などが行われています。

しかし、農家数は減少傾向を示しており、平成 12 年農業センサスによる農家数（販売農家）は 2,097 戸であり、平成 7 年と比較して 1 割近く減少しています。

同様に、経営耕地面積と農業粗生産額も減少しており、それぞれ 5.6%、17.8%のマイナスとなっています。農業粗生産額の減少率の高さから、都市近郊における農業経営の厳しさが伺えます。

#### ◆農業の概況

	平成7年	12年	増減 (%)
農家数 (戸)	2,289	2,097	-8.4
経営耕地面積 (ha)	3,099	2,927	-5.6
農業粗生産額 (千万円)	673	553	-17.8

資料：農業センサス・生産農業所得統計

### (3) 工業

明治から昭和にかけ、新市では足袋づくり・スリッパづくりといった特色ある産業が育まれてきました。

平成14年工業統計調査による工業の状況を見ると、事業所数は274か所、従業者数は9,324人、製造品出荷額等は2,311億円となっています。各指標の推移を見ると、事業所数・従業者数・製造品出荷額等ともに減少傾向にあり、近年の本市工業を取り巻く環境は厳しい状況にあるといえます。

#### ◆工業の概況

	平成9年	14年	増減 (%)
事業所数 (所)	352	274	-22.2
従業者数 (人)	10,630	9,324	-12.3
製造品出荷額等 (億円)	2,912	2,311	-20.6

資料：工業統計調査

### (4) 商業

新市の商業の特色として、小規模な小売業が多いことがあげられます。近年では卸売業の進出が進みましたが、一方で小売業の不振が目立っています。

平成14年商業統計調査を見ると、卸売業は商店数・従業者数・年間商品販売額ともに増加しているものの、小売業は商店数・年間商品販売額が1～2割程度も減少しており、新市全体として、従業者数以外の指標の減少につながっています。

#### ◆商業の概況

		平成9年	14年	増減 (%)
卸売業	商店数 (店)	216	225	4.2
	従業者数 (人)	1,454	1,754	20.6
	年間商品販売額 (億円)	920	992	7.8
小売業	商店数 (店)	884	802	-9.3
	従業者数 (人)	4,269	4,424	3.6
	年間商品販売額 (億円)	757	607	-19.8
合計	商店数 (店)	1,100	1,027	-6.6
	従業者数 (人)	5,723	6,178	8.0
	年間商品販売額 (億円)	1,677	1,599	-4.7

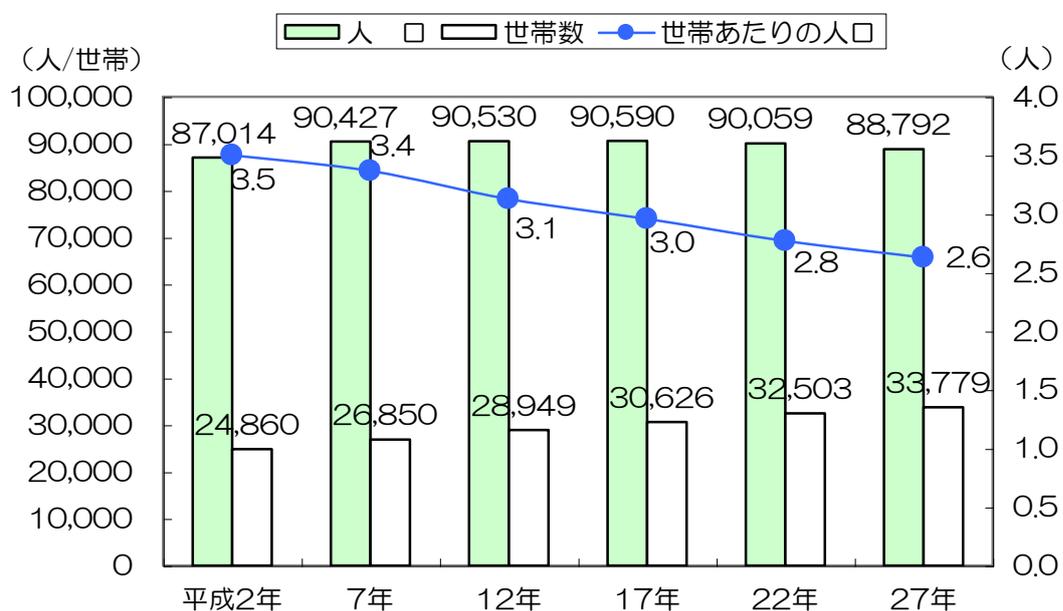
資料：商業統計調査

### Ⅲ 主要指標の見通し

#### 1 人口と世帯

平成 27 年の新市の人口は約 89,000 人と推計され、平成 12 年と比較して 1 %程度減少するものと推定されます。一方、世帯数は、単身世帯の増加などが今後も続くものと思われ、平成 27 年には約 34,000 世帯と推計されます。この結果、世帯あたりの人口は 2.6 人となり、平成 12 年の 3.1 人を 0.5 人下回ることが予想されます。

##### ◆人口と世帯の見通し



資料：国勢調査

##### ◆参考：推計の方法

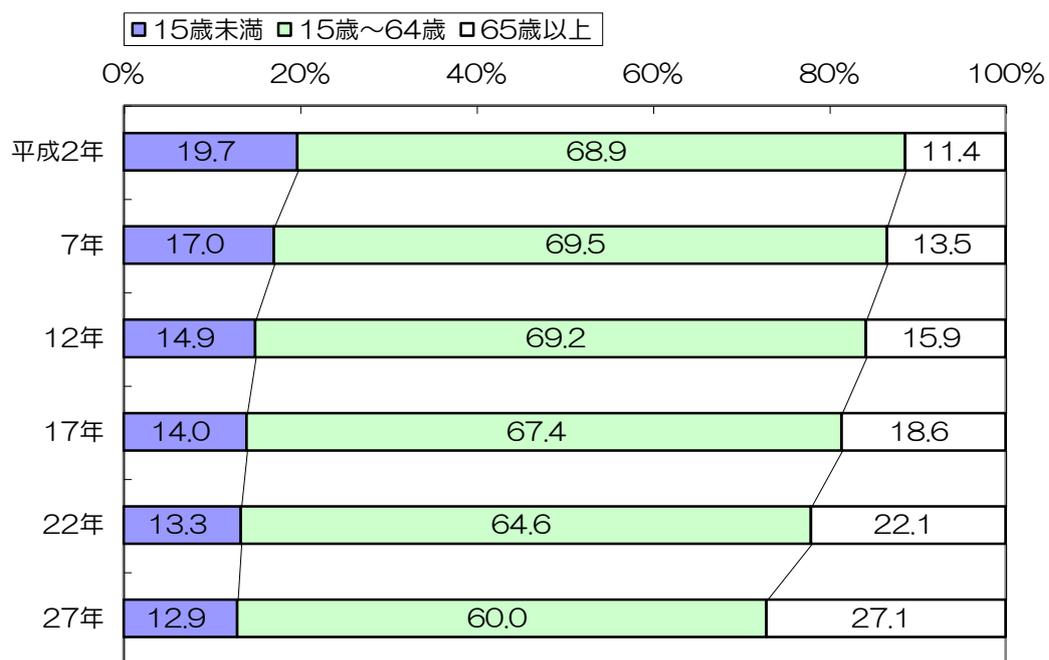
- 人口…コーホート要因法
- 世帯…トレンド推計法

## 2 年齢3区分別人口

平成 27 年の年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（15 歳未満）は約 11,000 人（12.9%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は約 53,000 人（60.0%）、老年人口（65 歳以上）は約 24,000 人（27.1%）と推計されます。

平成 12 年と比較して、年少人口は 2 ポイント、生産年齢人口は 9 ポイント程度減少し、老年人口が 11 ポイントほど増加するものと推定されます。

### ◆年齢3区分別人口の見通し



資料：国勢調査

## IV 新市建設の基本方針

### 1 新市の将来像

#### (1) 基本理念

少子・高齢化による人口減少型社会への移行、情報通信技術の飛躍的な発展による高度情報化社会の到来、地球環境問題の深化による資源循環型社会の追求など、社会の姿が大きく変化するとともに、地方分権に対応できる自律的なまちづくりが必要とされています。

これらを踏まえ、新市は、次の3つをまちづくりの基本理念として、速やかな地域の一体化と均衡のとれた発展を目指します。

##### ①水と緑を守り、歴史と文化を継承します

私たちの地域は、水と緑に象徴される豊かな自然に恵まれ、そのなかで、古くから人々の暮らしが営まれ、文化が生み出されてきました。

新市のまちづくりにおいては、私たちが住み、活動する地域をさまざまな方向から見つめ直し、新しい魅力と可能性を引き出しながら、かけがいのない地域資源を次世代に伝えていくまちづくりを進めます。

##### ②市民と行政が互いに自立し協力します

地方分権が進展し、地域が自らの責任において選択し、決定するまちづくりの重要性が高まるとともに、まちづくりにおいて、地域の「らしさ」の果たす役割が大きくなっています。

新市のまちづくりにおいては、地域の人々の心と知恵を大切にして、地域の個性の創造と発見を追求していきます。また、市民と行政が互いに自立し、役割を分担しながら、パートナーシップによるまちづくりを進めます。

##### ③ふれあいとぬくもりのあるまちをつくります

社会が成熟したこれからの時代には、豊かな自然に包まれた、心と心が通じ合う社会を築いていくことが大切です。

新市のまちづくりにおいては、住む人にとっても訪れる人にとっても、こころよく過ごせる快適なまちとなるよう、市民と行政が協働しながら、心がふれあうぬくもりのあるまちづくりを進めます。

## (2) 将来像



### 水と緑 個性あふれる文化都市

私たちの地域の暮らしを育んできた“水と緑”に象徴される豊かな自然を大切にして、次の世代に引き継いでいくとともに、伝統を生み、文化を育ててきた歴史を守り伝えながら、活力に満ちたまち、私たちのふるさとを築いていくことを目標とします。

## 2 まちづくりの基本方針

### (1) 水と緑豊かな快適で住みよいまちづくり

市民が、便利で住みよく、安全で快適な生活を営めるよう、豊かな自然との調和を図りながら、生活基盤や生活環境の整備を進めます。

このため、公共交通機関の充実、道路網や市街地の整備、河川・水路の改修、上水道・下水道の整備などに努めるとともに、地域特性を活かした魅力あるまちなみの形成に取り組みます。

また、資源循環型社会の形成に向けて、市民の自主的な活動の活性化を図りながら、ごみの減量化やリサイクルの推進、廃棄物の適正な処理を進めます。

さらに、防災体制や消防・救急体制の充実、交通安全対策・防犯対策の推進など、市民生活の安全性の向上に取り組みます。

### (2) 健康で幸せに暮らせるまちづくり

いつまでも安心して暮らせるまちづくりに向けて、保健・医療・福祉の充実努めます。

このため、市民一人ひとりの自覚を基本として、健康の維持・増進に取り組むとともに、地域保健医療体制の確立を図ります。

また、地域住民が中心となって、互いに助け合い、支えあう地域福祉の充実を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることのできる子育て支援の充実、高齢者の生きがいつくりや介護保険サービスをはじめとする高齢者福祉の充実、自立した生活と地域社会への参画の実現を目指す障害者福祉の充実など、きめ細かな福祉の充実に努めます。

### (3) 人が輝き文化を育てるまちづくり

地域の長い歴史と文化を活かし、次代を担う人づくりに努めるとともに、新しい文化を生み、育てるまちづくりを進めます。

このため、教育環境の充実を図るとともに、開かれた学校づくりを進め、学校、地域、家庭が連携して、健全な社会性を持ち、豊かな心とたくましく生きる力を備えた子どもを育てていくよう、地域に根づいた教育を進めます。

また、市民一人ひとりの関心に応じて、生涯を通じて学び、自主的に活動していけるよう、生涯学習の機会の充実、各世代の特性に応じたスポーツやレクリエーションの振興に努めるとともに、地域固有の伝統ある文化と歴史的な文化財の保存・活用を進めます。

### (4) にぎわいと活力ある豊かなまちづくり

地域社会が活力を高め、まちににぎわいを生み出すよう、雇用の場を拡大しながら、産業の振興を進めます。

このため、食の安全の重視など、新しい消費者ニーズにも対応できる、環境とも調和した生産性の高い農業の振興を図ります。また、商業集積の促進やまちづくりとの連携など、商業の振興を促進するとともに、ものつくり大学との交流などを進めながら、新しい地域産業の振興を図ります。合わせて、地域資源を活用した観光ネットワークづくりに取り組みます。

さらに、職業能力開発の支援など、市民の就労機会の拡充を図るとともに、安全な消費生活を営めるよう、消費者保護に努めます。

#### (5) 市民と協働のまちづくり

誰もが、お互いの人権を尊重し、互いに認め合いながら、生き生きと暮らし、活動できる地域社会の形成を進めるとともに、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組みます。

このため、市民一人ひとりの人権への正しい理解を深めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みや国際交流の活性化などを推進します。

また、広報・広聴活動の充実に努めるとともに、まちづくりへの市民参画の仕組みづくりや協働の機会の充実に努めます。合わせて、地域住民による自主的な活動を支援して、良好なコミュニティづくりに取り組みます。

さらに、効率的で効果的な行財政運営を推進するため、常に行財政改革に取り組むとともに、地方分権を担う職員の育成を図ります。

## 3 土地利用の基本方針

### (1) 基本的土地利用

#### ①都市的土地利用

新市の特色である歴史や文化との調和に考慮しながら、生活基盤や都市基盤を整備して、魅力ある快適な都市環境を創造します。また、公園などのオープンスペースの整備を進め、安全で安らぎを感じられる空間づくりに努めます。

#### ②農業的土地利用

緑豊かな田園風景は、新市の大切な要素の一つになっています。付加価値の高い農産物づくりを進めるため、優良農地の保全に努めながら、農地の集約化を進めるとともに、都市近郊型の農業を積極的に推進します。また、農村集落内の道路や排水処理施設などの整備に努め、暮らしやすい環境づくりを進めます。

### (2) 用途別土地利用

#### ①住居ゾーン

暮らしやすく快適な居住空間を創出するため、コミュニティや防災上の問題に配慮しながら、生活基盤の整備を行います。また、新市の個性である歴史的風景を生かした落ち着いたある居住環境の形成を推進します。

#### ②商業ゾーン

既成市街地やJR行田駅周辺をまちの顔と位置付け、歴史・文化など地域の特性を生かしながら商業機能の集積を促進し、それぞれ個性あるにぎわいを創出します。

#### ③工業ゾーン

首都圏周縁部としての交通利便性の高さなど、立地の優位性を生かしながら企業集積を図ります。このため、周辺の自然環境、市民の生活環境との調和を図りながら、計画的に整備を進め、まちの産業活力を生み出します。

#### ④農業ゾーン

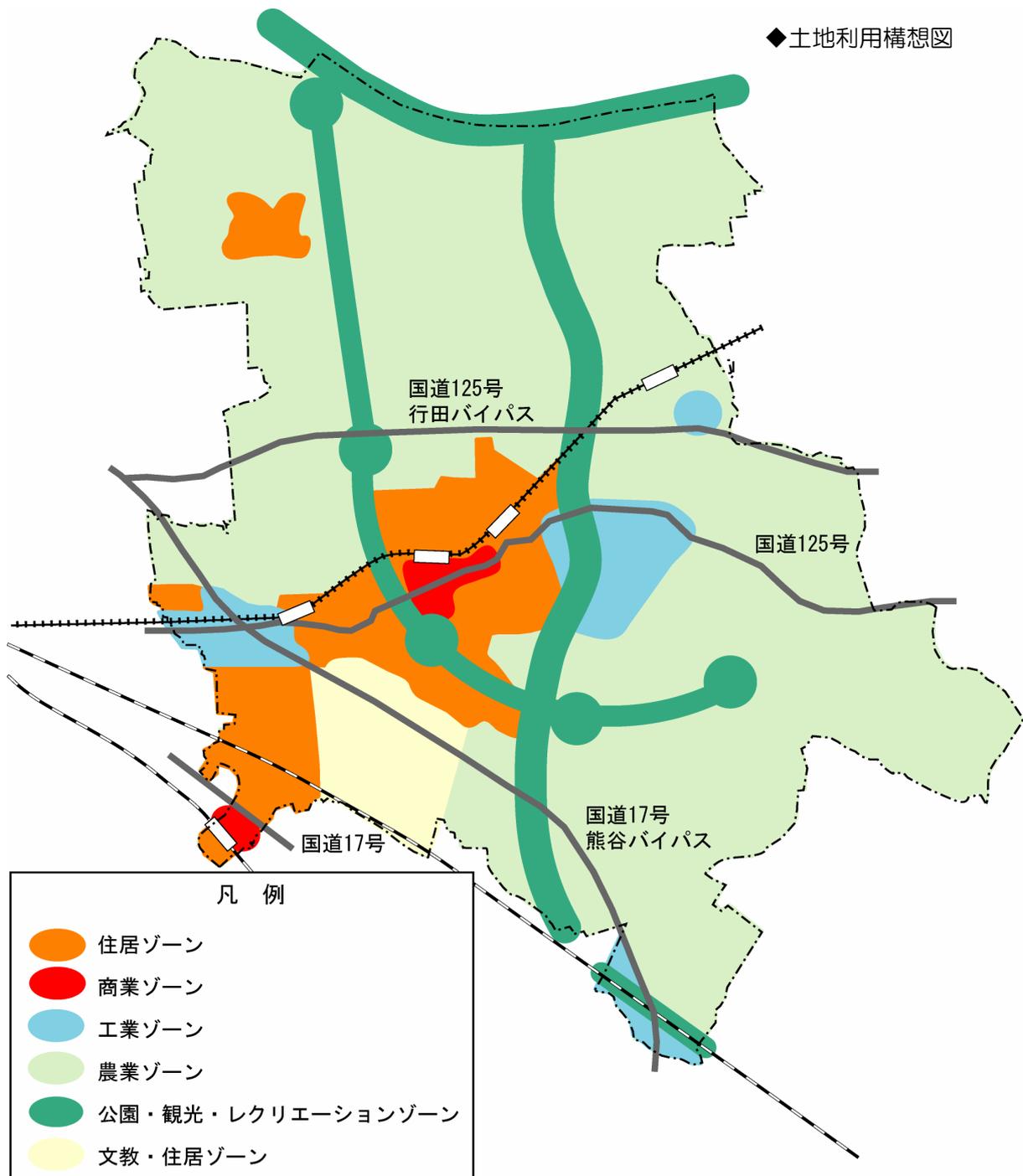
水と緑豊かな田園は、新市のシンボルとして大きな魅力になっており、環境や景観にも配慮しつつ、優良農地の保全を図ります。また、農村集落では、計画的な生活基盤の整備を積極的に進め、豊かな田園と共生する生活環境づくりに努めます。

### ⑤公園・観光・レクリエーションゾーン

うるおいとやすらぎのある市民生活と個性あるまちづくりを進めるため、公園・緑地などの整備を進めます。また、これらの公園・緑地などのネットワーク化を図り、住む人も訪れる人も身近にやすらぎを感じられるような空間の創出に努めます。

### ⑥文教・住居ゾーン

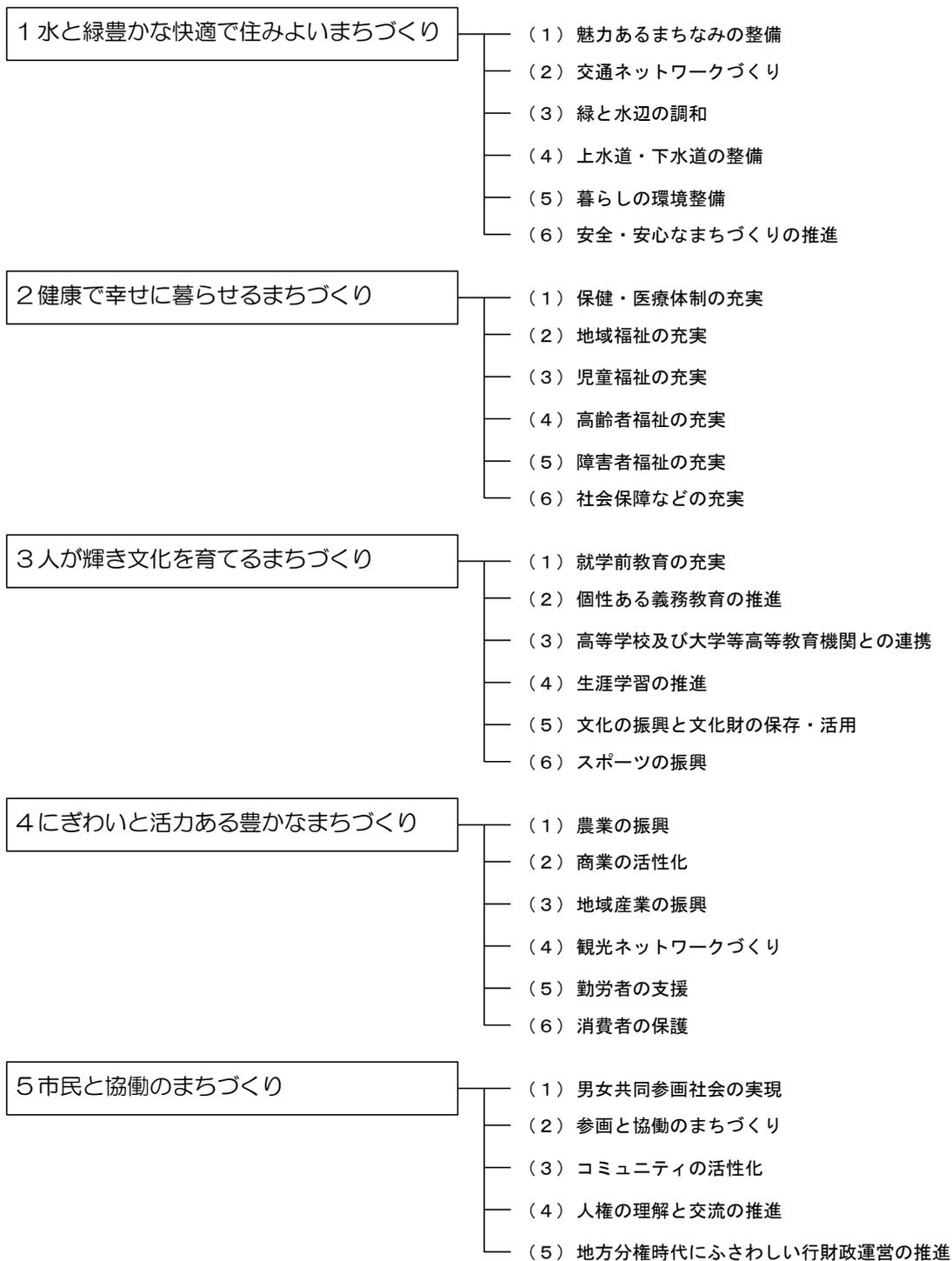
ものつくり大学を中心にその高度な教育機能を活用して、文化が薫る落ち着いた暮らしやすい居住環境の整備を図ります。



## V 施策の概要

新市の一体化を速やかに進め、歴史と伝統ある地域の一層の発展と真に暮らしやすいぬくもりのある地域づくりを目指して、「新市建設の基本方針」に基づき、以下の施策を総合的、計画的に進めます。

### ◆施策の体系



# 1 水と緑豊かな快適で住みよいまちづくり

## (1) 魅力あるまちなみの整備

文化の風情や田園の風景は、新市の大きな財産です。この財産を有効に活用することが、行田らしさを育み、個性と魅力あるまちづくりにつながります。

既成市街地については、古い面影を残したまちなみなど、文化や伝統、立地条件などを活かしながら基盤整備を進め、秩序と活力ある個性的なまちづくりを進めます。また、地域の特性に応じた住宅整備や既存集落の居住環境整備を進め、快適で暮らしやすい居住環境の実現に努めます。

まちづくりの推進にあたっては、参画の意識を高めながら、市民と行政との協働により、魅力と愛着あるまちづくりに努めます。また、地域の財産をまちづくりに活かすため、古い面影を残したまちづくりや豊かな自然景観、田園風景などの保全に努め、新市らしい景観の形成に努めます。

- ◆主要事業 ○土地区画整理事業の推進 ○忍城址周辺の整備
- 文化ゾーン地区の整備

## (2) 交通ネットワークづくり

便利で住みよいまちづくりのためには、利便性の高い交通ネットワークの形成が欠かせません。

このため、国県道については、国道 125 号や一般県道行田市停車場酒巻線バイパスなど、新市の骨格的道路の整備を関係機関に働きかけていきます。このほか、市内の各地区を結ぶ幹線道路や橋梁などの計画的な整備を進め、円滑な道路網の形成に努めます。また、市民の生活に密着した生活道路については、便利で安全な道路づくりのため、集落内の狭い道路の整備を引き続き積極的に推進し、歩行者が安心して通行できるよう、ゆとりある歩道や自転車道の整備を進めます。

鉄道やバスなどの公共交通機関は、市民にとって重要な交通手段であるため、駅前広場などの整備による交通結節機能の強化や、循環バスの拡充を図りながら、JR 高崎線や民間路線バスの利便性向上についても、関係機関に要望します。

- ◆主要事業 ○国県道の整備促進 ○幹線道路の整備 ○都市計画道路の整備
- 生活道路の整備 ○橋梁の整備 ○歩道・自転車道の整備
- 市内循環バスの拡充 ○公共交通機関の利便性の向上 ○駅前広場の整備

### (3) 緑と水辺の調和

忍川・星川などの水辺や豊かな緑は、心に安らぎと潤いを与えてくれる新市の大切な自然資源です。この貴重な自然環境と調和した快適な環境づくりのため、市民の意識の啓発を進めながら、自然を守り育てる制度の充実などを検討し、市民の自主的な緑化活動などを支援します。

また、市民の安らぎの場づくりのため、水城公園などの施設整備に努め、県との連携のもとにさきたま古墳公園の早期完成を目指し整備を促進するとともに、その他の公園や広場などについては、地域の特性を活かした親しみやすい公園として計画的な整備を進めます。

新市の河川や水路は、かつては産業や交通など、地域社会と密接な関係にありましたが、都市化の進展などにより、親しみが薄れつつあります。このため、市民が身近な自然とふれあうことができるよう、水辺の自然回復と有効利用を推進します。また、忍川や武蔵水路などの改修を促進し、星川やさきたま調節池などの治水機能の確保と多自然型整備を促進します。

- ◆主要事業 ○緑化の推進 ○さきたま古墳公園の整備 ○公園・広場の整備
- 武蔵水路の改修 ○河川の改修 ○用悪水路の整備
- 水辺環境の保全 ○治水機能の確保

### (4) 上水道・下水道の整備

上水道・下水道は、清潔な暮らしと美しい環境づくりのための、基礎的な生活環境基盤です。

上水道については、水道水を安定的に供給していくため、自己水源の適切な維持管理に努めるとともに、老朽管の更新や水道施設・設備の充実と水質管理の徹底を図ります。また、限りある水を効率的に給水していくために、広報活動により事業に対する理解を深め、節水意識の高揚を図りながら、経営の効率化に努めます。

下水道については、清潔で暮らしやすい環境づくりのため、市街化区域における公共下水道整備の早期完了を目指すとともに、下水道処理区域の拡大を図ります。また、下水道事業認可区域を除く区域については、地域の特性を考慮しながら農業集落排水施設の整備を推進し、合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

さらに、治水事業との整合を図りながら、分流処理区域における雨水排水対策の推進、排水機場や排水路の整備など、安全で快適な市民生活の実現を図ります。

- ◆主要事業 ○浄・配水施設の整備 ○老朽管の更新 ○配水管網の整備
- 節水等普及・啓発の推進 ○公共下水道施設の整備

## (5) 暮らしの環境整備

都市化の進展や生活様式の変化などにより、年々多量のごみが排出されるようになっていきます。ごみのない快適で住みよい新市をつくることは、市民の暮らしに密着した重要な課題です。

ごみについては、環境に優しいまちづくりを進めるため、ごみの減量化とリサイクル、マナーの向上などを促進します。また、ごみを効率的に収集処理するため、収集体制の充実に努め、ごみ処理の広域化などを推進します。

し尿処理については、清潔な生活環境を実現するため、引き続き公共下水道を計画的に整備します。また、下水道事業認可区域を除く区域では、地域の実状に応じて農業集落排水施設の整備を進め、合併処理浄化槽設置の促進や収集体制の充実に図ります。

公害防止については、公害の心配のない地域づくりのため、県・事業所・家庭などと連携しながら、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害対策を進めます。また、環境の保全のため、市民意識の高揚を図ります。

また、斎場については、老朽化に対応するため、整備・改修を進めます。

- ◆主要事業 ○資源リサイクルの推進 ○ごみ・し尿収集体制の充実 ○ごみ処理施設の整備
- 農業集落排水施設の整備 ○合併処理浄化槽の設置促進
- 公害防止対策の推進 ○低公害自動車の導入 ○斎場の整備・改修

## (6) 安全・安心なまちづくりの推進

犯罪の激増など、人々の生活を脅かす事態が全国的に発生し、暮らしの安全確保の重要性が見直されつつあります。このため、防災、消防・救急、交通安全、防犯など、安全・安心なまちづくりに取り組みます。

防災については、市民に対する啓発活動を進め、地域や事業所における自主防災組織の整備を促進しつつ、防災行政無線など災害情報体制の充実や避難所・避難場所の周知徹底などを図ります。

消防・救急については、施設・設備や装備の充実、消防団の育成、消防水利の整備、救急体制の充実などに努め、さらに地域や事業所に対し、災害予防の啓発活動や初期消火等訓練指導、応急手当の普及・啓発を進め、市民の暮らしの安全性の向上を図ります。

また、交通安全については、事故のないまちづくりを目指し、高齢者、児童・生徒などに対する交通安全教育や意識啓発を推進しながら、ガードレールなど交通安全施設の整備を進めます。

さらに、近年懸念されている犯罪から市民を守るために、警察との連携のもとに防犯意識の高揚に努め、地域防犯組織の支援や防犯灯などの防犯施設の整備を進めます。

- ◆主要事業 ○地域防災計画の策定 ○出水対策の推進 ○消防・防災設備の整備
- 消防・防災体制の充実 ○救急・救助設備の整備 ○救急・救助体制の充実
- 火災予防や応急手当の普及・啓発 ○交通安全施設の整備
- 地域防犯組織の支援 ○防犯灯の設置促進

## 2 健康で幸せに暮らせるまちづくり

### (1) 保健・医療体制の充実

高齢化が進むなか、いつまでも健康で元気な暮らしは市民共通の願いであり、そのためには、市民一人ひとりが自分の健康は自分でつくるという意識を持つことが大切です。

このため、関係機関との連携のもとに、市民の自主的な健康管理意識の高揚を図り、健康増進活動を進めます。また、健康診査や予防接種など保健サービスの質的向上に努め、健康管理対策の充実、さらには、健康づくりの拠点として、保健センターの機能の充実を図ります。

新市の医療体制については、関係機関との協力のもとに、病院や診療所と保健センターとの連携体制を構築し、地域保健医療体制の確立を促進します。また、総合的な病院を中心として救急医療体制の強化に努めます。

- ◆主要事業 ○母子保健事業の充実 ○健康診査、予防接種事業の充実
- 感染症予防事業の推進 ○救急医療体制の強化

### (2) 地域福祉の充実

かつての我が国では、地域でお互いに助け合うことができましたが、核家族化やコミュニティの希薄化などにより相互扶助の意識が弱まり、さまざまな福祉サービスを提供する仕組みづくりが重要になっています。

新市では、コミュニティの活性化を図りつつ、複雑・多様化しつつある福祉への要望にきめ細かく対応していくため、社会福祉協議会をはじめとする団体、ボランティアなどとの連携を強め、市民がお互いに助け合う、地域ぐるみの福祉の充実を推進します。

地域ぐるみの福祉の推進にあたっては、お互いに助け合う意識を高め、地域の福祉活動を活性化するための啓発活動を推進しながら、福祉団体などの充実・支援に努めます。また、民生委員・児童委員などの連携と活動の活性化に努め、ボランティアやNPOなどの育成と支援を進めます。

- ◆主要事業 ○ボランティア等の育成・支援
- 福祉団体の育成・支援

### (3) 児童福祉の充実

少子化、核家族化、女性の社会参加などの進展にともない、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきています。新市の時代を担う子どもたちを健やかに、伸びやかに育てていくことは、未来のまちづくりのためにも大切です。

このため、安心して子育てのできるまちづくりに向けて、子育て支援施策を計画的に推進することを基本とし、保育所、幼稚園、学校や地域の連携を図るとともに、施設の整備・充実や市民ニーズに応えられる運営、相談体制の確立、子育てに関する各種支援制度の充実など、互いに協力しながら子どもを育てる環境づくりに努めます。

また、子どもたちが地域や自然とふれあえる環境教育を推進し、公園などの遊び場の整備に努めます。

さらに、ひとり親家庭の増加にともなう制度の周知や相談・支援体制の充実により、ひとり親家庭の支援に努めます。

- ◆主要事業 ○子育て支援の拡充 ○放課後児童対策の充実
- 児童センターの整備・充実 ○保育事業の充実
- ファミリーサポートセンターの活用促進 ○ひとり親家庭の支援

### (4) 高齢者福祉の充実

高齢化が一層進展するなかで、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち、元気に暮らせるまちづくりの重要性が高まっています。また、高齢者がいつまでも健康であることは、介護予防だけでなく、市民活動の活性化にもつながります。

このため、高齢者が自立して楽しく健康的に生活が送れるよう、自分自身で健康を守るための啓発活動や健康診査などの保健活動を継続的に進めます。また、老人クラブをはじめとする団体の自主的な活動の支援や就労機会の確保・充実を図り、高齢者の社会参加を促進します。

介護や支援を必要とする高齢者に対しては、住み慣れた地域で穏やかな生活が送れるように、地域の福祉団体やボランティアなどとの連携を図りながら、介護保険事業の適正で効率的な運営や高齢者福祉サービスの充実に努めます。さらに、関係団体との連携のもとに、デイサービスなどの通所施設、入所施設の充実に努めます。

- ◆主要事業 ○高齢者活動拠点の整備 ○老人福祉センターの整備
- 介護保険事業の充実 ○介護予防事業の推進
- 生活支援サービスの拡充

## (5) 障害者福祉の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、すべての市民が同じ環境のなかで、共に社会の一員として参画していける環境づくりが求められています。

新市では、学校教育や地域活動などを通じて、ノーマライゼーションの理念の普及と啓発に努め、バリアフリーのまちづくりを推進します。また、障害者が自立した生活を送り社会に参画していけるよう、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、本人や家族に対するサービスの充実や教育・就労機会の充実、スポーツや文化活動の活性化などを図ります。

- ◆主要事業 ○心身障害児通園施設の整備 ○障害者支援サービスの拡充
- 就学・就労の支援 ○バリアフリー化の推進
- ノーマライゼーション思想の普及

## (6) 社会保障などの充実

いつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりのためには、国民健康保険など社会保障制度の充実が大切です。近年、国民健康保険財政は厳しい状況にありますが、国民健康保険財政を健全に保ち、市民が安心して医療行為を受けられる体制を維持するため、制度に対する被保険者の理解を深め、国民健康保険税の収納率向上に努めます。また、健康増進活動などを通じて予防医療の重要性に対する理解を深めながら、医療給付の適正化を図ります。

長期にわたる景気の低迷により、経済的支援を必要とする人々が増えています。このようななかで生活や就学、就労についての相談・指導体制や一時的な低所得者の生活安定のための支援制度を充実し、民生委員・児童委員などと連携して、適切な制度の運営に努めます。

- ◆主要事業 ○国民健康保険事業の充実 ○国民健康保険財政の健全運営
- 老人保健事業の充実 ○国民年金事業の推進
- 低所得者福祉サービスの充実

### 3 人が輝き文化を育てるまちづくり

#### (1) 就学前教育の充実

子どもたちを取り巻く環境が複雑・多様化するなか、幼児期は人間形成のうえでとても重要な時期であり、豊かな情操や健やかな身体を培う就学前教育の役割が大きくなっています。

就学前の子どもは家庭で多くの時間を過ごしており、また、家庭は子どもたちにとって最も身近な学びの場であるため、家庭教育学級の開催などにより、保護者が家庭教育のあり方を学ぶ場の充実に努めます。

一方、就学前教育の施設としては幼稚園がありますが、私立幼稚園の運営に対する助成などを通じて、心身の発育段階に応じた教育の充実を促進します。また、家庭・幼稚園・保育所・小学校の連携を図り、地域住民の参加を得ながら、子どもの体験や交流の機会拡充に努め、地域ぐるみの幼児教育を目指します。

◆主要事業 ○幼稚園の支援

#### (2) 個性ある義務教育の推進

社会の複雑化や教育に対する価値観の多様化が進み、改めて義務教育のあり方が注目されています。義務教育の9年間は、健全な心身と豊かな個性を育む重要な時期であることから、創造性と主体性に富み、豊かな心とたくましく生きる力を育てていくことが求められています。

このため、「浮き城のまち人づくり教育特区」「古代蓮の里ぎょうだ・のびのび英語教育特区」など、国の構造改革特別区域制度を積極的に活用するほか、学校や地域と家庭の連携を図りながら、体験学習、郷土学習などさまざまな学習方法を取り入れ、地域の特性を活かした個性ある学校づくりを進めつつ、児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす教育に努めます。

また、教育環境の向上に向けて、引き続き学校施設や設備の整備・充実に努めるとともに、児童・生徒数の減少にともなう小・中学校の通学区の見直しと学校の適正配置などについて、長期的展望のもとに検討を進めます。

◆主要事業 ○少人数学級の推進 ○小学校における英語活動の推進  
○小・中一貫教育の推進 ○小・中学校施設の整備・充実  
○小・中学校施設の耐震補強  
○情報化・国際化等社会変化に対応した教育の推進

### (3) 高等学校及び大学等高等教育機関との連携

新市には、県立の総合高等学校やものづくり大学などの高等教育機関があります。未来を担う人材を育てるだけでなく、教育機関を活かした個性あるまちづくりのためには、これらの学校との連携を図り、その有する情報や技術を活用していくことが大切です。

このため、魅力ある高等学校づくりに向けた地域社会との交流や文化スポーツ活動などを支援します。

また、ものづくり大学などの高等教育機関を文化の発信拠点と位置付け、学校施設の開放や市民公開講座の実施など、高等教育機関と地域社会の交流を促進します。

- ◆主要事業 ○地域に開かれた高等学校づくりの支援
- 大学等高等教育機関との連携

### (4) 生涯学習の推進

余暇時間の増大やゆとりを重視する価値観への変化などにより、市民の学習意欲はますます高まり、そのニーズも多様化、高度化しています。

このため、青少年や高齢者など市民の誰もが生涯にわたって学び、自発的に活動できる環境づくりのため、研修機会の充実などにより指導者の養成に努めながら、市民の学習意欲に応じたさまざまな事業を展開します。また、公民館などにおける講座を充実し、学習機会の拡充を図るとともに、趣味のサークルや学習団体などの育成と連携を図り、市民が主体的に学ぶだけでなく、お互いに教え、学びあえる環境づくりに努めます。

さらに、教育文化センターや公民館、産業文化会館、郷土博物館といった生涯学習施設を市民の学習活動拠点の場として、今後も機能の整備・充実に努めます。

- ◆主要事業 ○生涯学習施設の整備・充実
- 生涯学習の機会の充実

## (5) 文化の振興と文化財の保存・活用

文化とは、人々の自発的で日常的な活動から生み出され、受け継がれ、発展していくものです。地域の歴史は古く、これまでも独特の歴史的風土・文化を有してきましたが、現在でも活発な文化活動が行われ、多くの郷土芸能や文化財、暮らしの民具などが残されており、歴史と文化は新市を魅力的で個性的な地域とする重要な要素となっています。この新市の誇りある歴史と文化を後世に伝え、活かしていくため、文化財の保存と継承に努めるとともに、伝統文化の振興を図り、歴史を活かしたまちづくりへの積極的な活用を進めます。また、学校教育、生涯学習との連携を図りながら、郷土芸能の後継者の確保と指導者の養成に努めます。

一方、現在行われているさまざまな文化活動の活性化のために、文化団体などを支援し、活動の充実と団体間の連携を図ります。また、教育文化センターをはじめとする生涯学習施設の活動を通して、市民の自主的な芸術・文化活動の支援に努めます。

- ◆主要事業 ○文化財管理施設の整備 ○伝統文化振興支援施設の整備
- 文化活動の振興 ○文化財の保護・活用 ○歴史的景観の保護・整備

## (6) スポーツの振興

スポーツやレクリエーションは、市民の健康の保持・増進を図り、明るく豊かで活力に満ちた生活を実現するために極めて重要となっています。

このため、スポーツやレクリエーション活動の振興と環境整備に努め、関係団体やサークルの活動を積極的に支援し、指導者の養成やスポーツ教室の充実を図るとともに、各種競技会やイベントを開催し、スポーツ人口の拡大と競技力の向上を目指します。

また、多目的広場の整備など施設の充実と学校体育施設の開放などを促進し、市民が手軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境の整備に努めます。

さらに、水と緑とのふれあいの場として、河川敷や水面の有効利用、ウォーキング・サイクリングコースや野外活動拠点の整備を検討します。

- ◆主要事業 ○多目的広場の整備 ○総合公園野球場の整備
- 総合公園自由広場の整備

## 4 にぎわいと活力ある豊かなまちづくり

### (1) 農業の振興

水の恵み豊かな新市は、古くから米麦の生産地として発展してきました。しかし現在では、農業を取り巻く環境の変化により、厳しい状況が続いています。

農業は、単に農産物を生産するだけでなく、土地の荒廃を防いで美しくやすらぎのある田園の風情を醸し出すなど、多面的な機能を持っています。このため、環境や景観に配慮しつつ、ほ場・用排水路・農道などの生産基盤の整備に努め、経営の合理化や後継者の育成などを支援します。

また、安全・安心な食を求める消費者のニーズに応えられるよう生産過程の表示や地産地消による販路の充実、環境保全型農業など、新しい農業の展開を図るとともに、農業に対する市民の理解を深めるため、体験農園など市民と農業のふれあいの場づくりに努めます。

さらに、農業集落の生活環境の向上と田園集落の景観の保全のため、農村集落の生活環境の整備を進めます。

- ◆主要事業 ○ほ場の整備 ○農業用排水路の整備 ○農道の整備
- 後継者の確保・育成

### (2) 商業の活性化

自家用車の普及が進み、市民の消費・購買範囲が拡大するとともに、大型店の進出により、身近な地域の小売店の経営環境が厳しい状況にあるなかで、その振興が求められています。

このため、まちの顔である中心市街地の活性化と市民の買い物の便利さを高める既存商店街の振興のため、地域のまちづくりとも連携しながら、商業者組織への支援や特色あるまちなみ整備などに努め、活力ある商店と商店街づくりを進めます。また、インターネットによる販路拡大や経営診断などを通じて、個々の商店経営の近代化を図ります。

さらに、都心に直結したJR行田駅の周辺を活性化するため、駅周辺への商業集積を促進します。

- ◆主要事業 ○融資制度の充実 ○商店街の活性化支援

### (3) 地域産業の振興

明治から昭和にかけ、足袋やスリッパづくりといった特色ある産業が発展し、地域の産業を支えてきました。現在でも、これらは新市の産業をイメージづける重要な位置づけを保っていますが、近年の不況などの影響を受け、事業所数は減る傾向にあります。

新市では、このような伝統的産業を維持するだけでなく、経営の近代化や技術の継承などへの支援により、個性と活力ある地場産業の振興に努めます。

また、関係機関との連携のもとに、ものづくり大学などとの交流や長野工業団地・行田みなみ産業団地などへの企業誘致を促進し、時代の変化に対応できる人づくりと産業の基盤づくりを進めます。

- ◆主要事業 ○地場産業の振興 ○企業の誘致促進
- 企業と大学との連携促進

### (4) 観光ネットワークづくり

長い歴史と豊かな自然を有する新市は、埼玉古墳群や忍城址に代表される歴史的資源、利根川の水辺などの自然資源など、魅力的な観光資源に恵まれています。

これまで個々の施設の整備を進めてきましたが、これからはこれらの資源を有機的に結びつけ、地域を訪れる人々を引きつける観光の魅力づくりのため、県との連携のもとにさきたま古墳公園の整備を促進しながら、施設の整備・改修を図るとともに、歩道や自転車道などの整備と合わせて観光ネットワークづくりに努めます。

また、歴史・文化、産業など地域の特色を活かしながら、観光イベントの充実と情報発信に努め、来訪者などへのPRを推進します。

- ◆主要事業 ○さきたま古墳公園の整備（再掲） ○観光施設の整備・改修
- 歩道・サイクリング道路の整備 ○観光情報の充実

## （５）勤労者の支援

規模の小さな企業が多い新市においては、企業の支援だけでなく、福利厚生など勤労者の支援が重要となっています。これまでに勤労会館などを整備してきましたが、不況や勤労者の意識の変化などによって、ニーズが多様化しています。

時代背景に即した勤労者支援を進めるため、勤労会館など拠点施設の機能充実に努めながら、融資制度の充実と効果的な活用を促進します。

また、多様化するニーズに対応するため、関係機関との連携のもとに職業能力開発の支援や相談機能の充実に努めながら、市民の就労機会の拡充を図ります。

◆主要事業 ○融資制度の充実 ○相談機能の充実

## （６）消費者の保護

インターネットなど通信手段の発展にともない、これらを利用した新しい商法が登場し、市民の消費生活も多様化かつ複雑化しています。また、女性や高齢者などを狙った悪質なセールスなども急増し、改めて消費者保護の重要性が問われています。

このようなトラブルから市民を守るために、県消費生活支援センターなどの関係機関と連携して、苦情処理や相談への対応機能を高めるとともに、消費者の安全確保を図るため、悪質な業者に対する監視を強化します。

また、トラブルに適切に対応できるだけでなく、環境や安全に対する意識の高い消費者を育成するため、消費生活に関連する情報提供に努めながら、消費者団体の支援や意識の啓発を進めます。

◆主要事業 ○相談機能の充実 ○消費生活に関する情報提供の充実

## 5 市民と協働のまちづくり

### (1) 男女共同参画社会の実現

女性と男性がよきパートナーとしてあらゆる分野に参画し、共に責任を分かちあい、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

家庭においても社会においても、男女は対等なパートナーとして、それぞれの能力を発揮し自立した生活を営むことができるよう、学校教育や各種の研修などを通じて意識の啓発活動を進めます。また、子育てや介護などと就労の両立を促進するための支援や就労環境の整備を進めます。

さらに、女性が抱える多様な問題に対して支援し、社会参加のための活動拠点の場を整備するとともに、各種審議会などへの女性参画を促進します。

- ◆主要事業 ○女性活動拠点の整備 ○啓発活動の推進
- 審議会等への女性委員の登用推進

### (2) 参画と協働のまちづくり

地方分権の理念に基づいて自立したまちづくりを進めるためには、自分たちのまちは自分たちでつくるという姿勢を持つことが大切です。また、まちづくりを自らが考え、市民と行政が役割分担しながら取り組んでいくことで、市民の地域に対する愛着心も高まります。

このため、広報・広聴活動の充実に努めながら、まちづくりへの市民の意識の高揚を図ります。また、計画づくりや事業の実施に際しては広く市民が参画できる仕組みを整備し、市民と行政との協働のもとにまちづくりを進めます。

さらに、市民と行政が、お互いにパートナーとして情報を共有できるよう、個人情報の保護に配慮しながら、積極的に情報公開に努めます。

- ◆主要事業 ○市民参画システムの充実 ○情報の公開・提供の充実
- 広報・広聴活動の充実

### (3) コミュニティの活性化

コミュニティは、最も基本的なまちづくりの仕組みであり、福祉、教育、防犯・防災など、さまざまな分野で市民の暮らしと深く関わっています。しかし近年では、核家族化の進行などによって、地域の人と人とのつながりも薄れがちとなり、コミュニティの活力低下が懸念されています。

このため、ふれあいとぬくもりあるコミュニティを地域づくりの基本として、指導者の養成や活動の場づくり、情報提供などにより、自主的・自立的な地域活動の支援に努め、活動の活性化を図ります。

また、コミュニティ活動を活性化させていくため、公民館など身近なコミュニティ施設の機能充実を図ります。

- ◆主要事業 ○コミュニティ組織の支援
- コミュニティ施設の整備・充実

### (4) 人権の理解と交流の推進

まちづくりのためには、お互いの人権を尊重し、認め合いながら、一人ひとりが協力しあって取り組んでいくことが重要です。

誰もが平等であることを基本理念とし、市民一人ひとりが人権尊重への正しい理解と認識を持ち、人権意識の高揚を図るため、人権理念の普及・啓発活動を幅広く推進します。また、すべての市民に人権尊重の精神が根付くよう、家庭・地域・学校・企業などとの連携のもとに、人権教育の充実と人権学習の場づくりを推進します。

このほか、外国や外国人に対する理解を深めるため、学校における国際理解教育の充実を図り、同時に生涯学習活動における国際理解や外国語学習を支援します。また、市民レベルの交流を促進し、民間における国際交流活動を支援するとともに、外国人への支援の充実に努め、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。

- ◆主要事業 ○人権啓発活動の推進 ○人権教育の推進
- 外国語教育の充実

## (5) 地方分権時代にふさわしい行財政運営の推進

地方分権時代を迎え、市民にとって最も身近な自治体である新市の果たす役割が大きくなっています。新市は、複雑化する社会経済状況と多様化する市民ニーズを踏まえて、個性ある自立的なまちづくりを進めるべく、的確な行財政運営に取り組みます。

このため、職員一人ひとりの意識と能力向上を促進し、政策立案能力などの向上を図りながら、定員や職員給与の適正化、組織の見直しなどを推進し、簡素で効率的な行政体制の整備を図るとともに、プロジェクトチームの活用など組織の柔軟な運用に努めます。また、ITの活用による行政事務の効率化を図り、庁舎などの公共施設の整備・充実や新世代ケーブルテレビの整備、ホームページの活用などによる地域情報ネットワークの構築など、電子市役所の構築を進め、市民サービスの向上を図ります。さらに、情報公開の推進や行政評価システムの導入により、わかりやすい行政運営に努めながら、市民やNPOなどとの協働による行政運営を進めます。

また、アセットマネジメントの考え方に基づき、老朽化した公共施設を計画的に整備することにより、市民サービスの向上を図ります。

一方、財政については、厳しい経済状況が続くなかで適正な財政運営に努めていくため、安定的な自主財源の確保に努め、財源の適正配分による計画的な財政運営を推進します。また、行政需要の多様化、高度化に対応しつつ、これからのまちづくりを的確に推進していくために、行政評価システムと関連づけながら事務事業の見直しなどを進め、効果的な施策の展開に努めます。

- ◆主要事業 ○庁舎の改修整備 ○行財政改革の推進 ○広域行政の推進
- 地域情報化の推進 ○地域情報ネットワーク体制の整備
- 行政評価システムの導入

## Ⅵ 新市における県事業の推進

### 1 埼玉県役割

新市は、埼玉古墳群や忍城址に代表されるように、長い歴史と薫り高い文化を持つ地域です。このような地域の特性を活かしながら、より便利で暮らしやすいふるさとの創造に努めていきます。

新市のまちづくりにあたり、県は「埼玉県長期ビジョン」「彩の国5か年計画21」に基づき、地域の発展のための様々な施策を展開し、新市の速やかな一体化と個性ある自立性の高い地域づくりを積極的に支援することとしています。

### 2 新市における埼玉県事業

#### (1) 明日を支える都市基盤整備の推進

新市は、古くから開けた城下町と田園集落、多くの河川などから成り立っているため、暮らしやすい生活環境の創造と人々の安全確保のために、今後も基盤整備を進めていく必要があります。このため県は、住民の生活や産業活動を支える良好な都市基盤を形成するため、新市と連携して道路、河川、さきたま古墳公園などの整備に努めます。

また、高齢者や障害者の生活特性に対応した県営住宅の整備など、住民が安心して暮らせる住宅の供給を推進します。

#### (2) 安心して豊かに暮らせる保健・医療・福祉などの充実

いつまでも安心して暮らせるふるさとづくりのためには、保健・医療・福祉の充実が欠かせません。このため県は、高齢者や障害者が自立のうえで安心した生活を送れるよう介護予防事業への技術支援や介護サービスの質的向上、多様化するニーズに対応した一貫したサービスの提供や社会環境の整備など、保健、医療、福祉、教育、労働といった各分野との連携による総合的な施策の支援に取り組みます。また、小児科医の不足の現状から小児救急医療体制の充実を図り、親と子が豊かに暮らせる環境づくりを推進するなど、保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、人々の暮らしを守るために警察機能を充実させ、地域防犯組織の活動を新市とともに支援します。

#### (3) 生涯学習社会に対応する文化と学習機能の充実

新市は、県名発祥の地となっているように、長い歴史のある地域です。文化を活かしたまちづくりは、新市の一体感を高めるうえでも大切です。このため県は、豊かな文化財を生かした全国に誇れる歴史公園としてさきたま古墳公園の整備を進め、文化交流の中心拠点としての展開を図るとともに、埼玉古墳群をはじめとする文化遺産の保存・整備を進めます。また、高等学校の教育機能を地域社会の学習活動のために活用して地域の中核となる学習センターとして

の開かれた高等学校づくりを推進し、生涯学べる環境づくりのために、学習機会や内容の充実に努めます。

#### (4) 活力ある地域産業の振興

新市は、広大な田園地帯を有するだけでなく、東北自動車道・関越自動車道を活用した産業の新展開が期待されています。活力あるまちづくりのためには、地域の特性を活かした産業の振興が重要であるため、県は、農地の農業生産基盤の整備と担い手への農地の利用集積を進め、米麦生産の低コスト化を図るとともに、新品種米の生産拡大や野菜・花卉などの施設型農業を振興し、基幹産業である農業の振興を図ります。また、新市と連携し商業・工業を中心とした都市機能の集積に努めます。

#### ◆新市における主要な県事業

- 主要地方道行田蓮田線の整備
- 主要地方道佐野行田線の整備
- 主要地方道足利邑楽行田線の整備
- 一般県道行田市停車場酒巻線バイパスの整備
- 一般県道熊谷羽生線の整備
- 一般県道騎西吹上線の整備
- 総合治水対策特定河川事業（元荒川 さきたま調節池）
- 総合治水対策特定河川事業（星川）
- さきたま古墳公園の整備
- 県営住宅建替え事業（県営忍団地）
- ほ場の整備（斎条地区）
- ほ場の整備（中島地区）
- ほ場の整備（埼玉地区）
- 行田みなみ産業団地への企業誘致

## Ⅶ 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、施設の効率的な活用と運営を進めるだけでなく、住民の利便性を高めていく必要があることから、住民の生活に急激な変化を及ぼすことのないよう十分に配慮し、地域の特性や地域間のバランス、住民の利用のしやすさ、財政事情などを考慮しながら、計画的に整備を進めていくものとします。

このため、既存の公共的施設の機能充実による有効活用を検討し、配置の適正さや事業の効果、維持管理方法、財政などを総合的に考慮して、整備を検討するものとします。

また、旧役場総合庁舎を地域における行政サービス、住民参加のまちづくりの拠点と位置づけ、必要な機能の充実と職員の配置を進めます。

## Ⅷ 財政計画

合併後のまちづくりを円滑に進めるためには、適切な財政見通しに基づき、限られた財源を効率的に活用しながら、施策・事業を計画的に実施していくことが求められます。

財政計画は、新市における財政運営の指針となるものであり、健全な財政運営を基本として、平成17年度から令和5年度までの19年間の期間について策定します。

財政計画の策定にあたっては、現在の地方財政制度を前提とし、現況及び過去の実績や動向などを踏まえ、新市としての歳入・歳出の個々の項目ごとに普通会計ベースで推計しています。また、合併によって期待される歳出の削減効果や合併特例債などの財政支援措置についても反映させています。

なお、平成17年度から令和元年度までは決算値であり、また、令和2年度から令和5年度までは推計値で、主な歳入・歳出項目は、以下のとおり算定しています。

### (1) 歳入

#### ①地方税

現行制度を基本として、過去の決算状況を踏まえるとともに、今後の経済見通しや新市における人口の変化動向を考慮して推計しています。

#### ②地方交付税

現行の地方交付税制度を基本とし、国の政策動向を踏まえるとともに、普通交付税については、合併算定替の終了に伴う影響や合併特例債の償還に係る交付税措置などを見込んで推計しています。

#### ③国・県支出金

過去の決算状況を踏まえるとともに、負担金については扶助費の伸び率を勘案し、また補助金については普通建設事業費をもとに推計しています。

#### ④地方債

後年度負担に配慮しながら、新市建設事業に伴う合併特例債を発行限度額内において有効活用するとともに、臨時財政対策債については、過去の実績値を踏まえて推計しています。

## (2) 歳出

### ①人件費

定期昇給や定年退職者の退職手当を反映するとともに、一般職員については、退職者と同人数を補充するものと仮定して推計しています。

### ②扶助費

過去の決算状況を踏まえるとともに、人口、障害者数、生活保護受給者数等の伸び率を勘案し、推計しています。

### ③公債費

令和元年度までに発行した地方債の償還見込み額に加えて、令和2年度以降の地方債発行によって生じる償還見込み額を勘案し、推計しています。

### ④物件費

過去の決算状況を踏まえるとともに、行財政改革による効果も見込み、推計しています。

### ⑤普通建設事業費

厳しい財政状況の中、重点事業の実施を優先しつつ、一般財源の負担を考慮しながら推計しています。

## ◆歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
地方税	10,223	10,579	11,750	11,524	10,878	10,547
地方交付税	4,187	3,592	3,349	3,368	4,003	4,527
国・県支出金	2,748	2,783	2,898	3,416	5,257	4,592
地方債	2,001	1,999	1,740	1,937	2,230	2,612
その他	11,269	5,761	4,392	4,451	3,901	3,857
歳入合計	30,428	24,714	24,129	24,696	26,268	26,135

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
地方税	10,652	10,379	10,326	10,388	10,313	10,332
地方交付税	4,657	4,658	4,442	4,638	4,850	4,871
国・県支出金	4,686	4,246	5,188	4,987	5,361	5,767
地方債	2,563	2,160	2,857	3,997	2,694	2,161
その他	4,422	4,670	4,461	4,571	4,662	4,949
歳入合計	26,980	26,112	27,275	28,581	27,880	28,080

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
地方税	10,584	10,486	10,660	10,467	10,147	10,103
地方交付税	4,625	4,264	4,520	4,489	4,309	4,360
国・県支出金	5,633	5,372	6,020	15,867	6,575	6,675
地方債	1,972	1,838	1,699	2,112	2,351	2,122
その他	4,528	4,758	4,861	4,412	4,215	4,381
歳入合計	27,342	26,718	27,760	37,347	27,597	27,641

区 分	令和 5 年度
地方税	10,047
地方交付税	4,398
国・県支出金	6,840
地方債	2,122
その他	4,229
歳入合計	27,636

## ◆歳出

(単位:百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人件費	5,308	4,802	4,939	4,834	4,563	4,760
扶助費	3,334	3,431	3,767	4,050	4,312	5,418
公債費	2,978	2,850	2,862	2,841	2,842	2,654
物件費	3,998	3,783	3,923	3,896	4,137	4,178
普通建設事業費	8,986	3,803	2,195	2,607	2,464	2,349
その他	4,636	4,687	5,182	5,504	6,888	5,071
歳出合計	29,241	23,356	22,867	23,731	25,204	24,431

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人件費	4,645	4,537	4,289	4,318	4,715	4,588
扶助費	5,773	5,718	5,759	6,209	6,488	6,774
公債費	2,645	2,758	2,409	2,527	2,617	2,754
物件費	4,202	4,270	4,049	4,218	4,353	4,298
普通建設事業費	2,253	2,214	3,674	4,681	2,810	2,615
その他	5,829	4,889	5,296	5,415	5,313	5,756
歳出合計	25,347	24,385	25,477	27,368	26,296	26,785

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人件費	4,274	4,190	4,514	4,907	4,571	4,726
扶助費	6,864	6,846	7,191	7,509	7,768	7,956
公債費	2,824	2,767	2,779	2,702	2,755	2,740
物件費	4,363	4,209	4,414	4,579	3,941	3,954
普通建設事業費	2,524	2,264	2,205	2,362	2,260	2,037
その他	5,200	5,326	5,724	14,372	5,290	5,338
歳出合計	26,049	25,602	26,827	36,431	26,585	26,751

区 分	令和 5 年度
人件費	4,741
扶助費	8,153
公債費	2,731
物件費	3,960
普通建設事業費	2,032
その他	5,389
歳出合計	27,006



## 新市建設計画

---

平成 17 年 2 月発行  
行田市・南河原村合併協議会

〒 361-0052 埼玉県行田市本丸 2-20  
TEL : 048-564-0661 FAX : 048-564-0662  
E-mail : info@gm-gappei.jp

---

令和 2 年 1 0 月発行  
行田市

総合政策部 企画政策課  
〒 361-8601 埼玉県行田市本丸 2-5  
TEL : 048-556-1111 FAX : 048-553-1355  
E-mail : kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp